

岡 賃 審 第 号 令和7年11月21日

岡 山 労 働 局 長 森實 久美子 殿

岡山地方最低賃金審議会 会 長 西田 和弘

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月11日付け岡労発基0711第2号及び8月4日付け岡労発基0804第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金

- 1 適用する地域 岡山県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済 活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,083円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり